

第4次能代市社会教育振興中期計画

(令和5年度～令和9年度)



能代市教育委員会

目 次

第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付けと期間 1

第2章 能代市の社会教育の現状と課題

- 1 本市の取組 2
- 2 第3次計画の検証 2
- 3 市民意識調査から 4

第3章 目標、基本方針および施策

- 1 目標 7
- 2 基本方針 7
- 3 施策の体系 8
- 4 施策の展開 9

第4章 推進体制と進管理

- 1 計画の推進体制 11
- 2 計画の進管理 11
- 3 計画の評価 11

資料編

- 1 能代市の社会教育施設 12
- 2 第4次能代市社会教育振興中期計画策定の経過 16
- 3 策定に関わった方々 16

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

社会教育計画は、生涯学習^{※1,2}の理念の実現をめざし、社会教育行政^{※3}の施策を継続的・体系的に推進するために策定するものです。本市においては、平成20年3月に「第1次社会教育振興中期計画」を策定し、以後、市民のニーズや社会情勢、国・県の動向を捉え、5年ごとに見直しを行っています。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、核家族化、就労形態の変化、高度情報化、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式の変化など、目まぐるしく変化し、個人の価値観やライフスタイルも多様化しています。

こうした中、中央教育審議会では平成30年に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策(答申)」として、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」を、また、令和2年には「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育」について方策が示されています。

本計画は、これらを踏まえ第3次計画の取組の評価と課題を検証しながら、市民一人一人が生涯にわたって必要な学習を行い、つながりあい、その成果を個人の生活や地域活動等に生かすことができるよう、今後5年間の社会教育行政の基本的方向性を定める「第4次能代市社会教育振興中期計画」を策定するものです。

2 計画の位置付けと期間

この計画は、能代市総合計画及び能代市教育等の振興に関する施策の大綱を上位計画とする個別計画です。

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

◇用語解説◇

※1 生涯学習の理念とは（教育基本法第3条）

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。

※2 生涯学習とは

一人一人が、いつでも、どこでも自由に行う学習活動のことであり、学校や公民館における講座等の学習に限らず、自ら進んで行う学習やスポーツ・文化活動、ボランティア活動、体験活動、趣味、レクリエーション、企業内研修等のあらゆる学習活動のことを言います。

※3 社会教育とは（社会教育法第2条）

「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」のことを言います。

第2章 能代市の社会教育の現状と課題

1 本市の取組

本市の社会教育計画は、学びを核とした活力ある地域づくりを推進するため、第3次計画では「豊かに生きる 活かす つながる まなびのわ」を目標に掲げ、様々な施策を展開してきました。

施策の柱には、「学びの機会の提供」「学校・家庭・地域の連携」「文化芸術・文化財の振興」「生涯スポーツの充実」「施設の適正な管理」を掲げ、各施策の実現に向け、学校、団体、指定管理者等と連携しながら取り組んできました。

現代社会において、少子高齢化による人口減少、急速な高齢化、地域コミュニティの衰退等、様々な課題がある中で、「まちづくりは人づくり」と言われるように、社会教育を基盤とした学びによって人と人とがつながり合い、その成果を社会に活かしながら、連携や絆を深め、活力ある地域づくりにつなげていく必要があります。

2 第3次計画の評価と課題

第3次能代市社会教育振興中期計画の取組について、基本方針ごとの評価と課題は次のとおりです。

学びの機会の提供
【基本方針】 学びの機会の充実を図り、地域活動に活かします
【評価と課題】 子どもや高齢者を中心に多様な学習が行われていますが、学習の成果を地域に活かす取組が不足しています。講座等への参加者が固定化する傾向にあり、各世代に魅力ある講座を提供し、周知方法にも工夫する必要があります。 また、若者の地域づくりへの参画を促進する取組では、中高生ボランティア講座への参加が増えるなど、中高生の地域貢献意識の高まりが見られています。今後も、若者が地域社会へ関心を持ち、社会の一員として積極的に社会活動に参加する機会の確保や意識の醸成につながるよう取り組む必要があります。

学校・家庭・地域の連携
【基本方針】子どもと大人がともに学び合い育ち合います
【評価と課題】 少子化や核家族化、就労形態や価値観の多様化などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。コロナ禍においては地域活動の維持が困難となり、地域社会への意識低下や希薄化が懸念されています。 こうした中、新たに^{※4}地域学校協働活動が実施され、地域ぐるみで子どもや親の学び・育ちを応援する取組が開始されています。今後も、学校・家庭・地域の連携や協働活動の充実を図り、困難を抱える家庭の孤立化を防ぐとともに、地域全体で子どもたちの成長を支える取組につなげていく必要があります。

文化芸術・文化財の振興
【基本方針】ふるさとの誇りを守り伝えます
【評価と課題】 一堂に会して開催される芸術鑑賞や学習成果を披露する場は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けています。新しい生活様式の中で感染状況を注視しつつ、創意工夫しながら企画していく必要があります。 また、加速度的に進む過疎化や少子高齢化に伴い、地域の伝統行事や民俗芸能の担い手不足が深刻となり、存続が危ぶまれています。さらに、個人で所持していた文化財等に関しても、所有者の高齢化・代替わりで管理が難しくなっています。市内外、官民を問わず継承意識を高めていく必要があります。

生涯スポーツの充実
【基本方針】スポーツによって地域を元気にします
【評価と課題】 スポーツ参加者は固定化傾向にあります。また、児童生徒数減少のため、スポーツ少年団は団員が減少してきており、一部では学校単位での活動が困難になっている例もみられます。 より多くの市民がスポーツへ参加できるような施策と健康づくりのためのスポーツの充実を図り、きめ細やかな情報提供に努める必要があります。

◇用語解説◇

※4 地域学校協働活動とは

地域の高齢者、保護者、PTA 民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを言います。

施設の適正な管理

【基本方針】 学習環境の充実に努めます

【評価と課題】

二ツ井図書館の開設や、中央公民館・図書館・総合体育館に Wi-Fi を整備するなど、利用者の利便性や学習環境の充実に努めています。指定管理施設では、管理運営実績が「優良」または「良好」と、多様化する住民ニーズに対し、指定管理者と連携しながら、効果的・効率的な管理運営を行っています。

施設の利用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅な減少が見られます。人口減少や高齢化が進む中、今後も利用者の減少が予測されます。また、施設の老朽化により、多額の維持管理費や改修費用が必要となるため計画的な改修等や機能集約について検討する必要があります。

3 市民意識調査から

生涯学習に関することについて、令和4年と平成29年に市民意識調査をした結果は次のとおりです。

調査対象：市内に在住する満18歳以上の男女2,000人

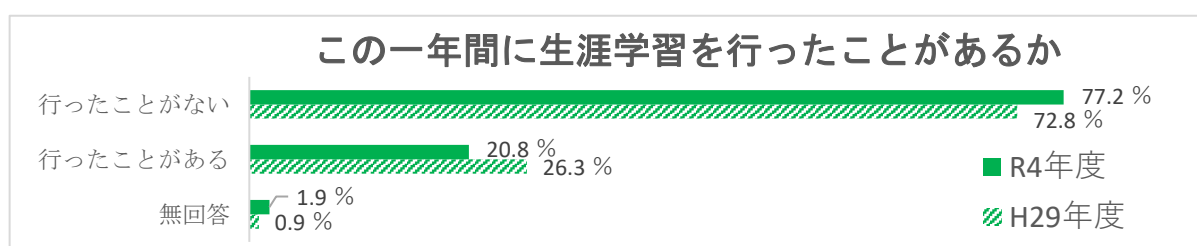
抽出方法：住民基本台帳から年代別に等間隔、無作為抽出方法

調査期間：令和4年6月2日～23日

回収率：41.80%（835人）

（1）生涯学習の実施

この1年間に生涯学習を行ったことがないと答えた方は77.2%、行ったことがあると答えた方は20.8%となっています。

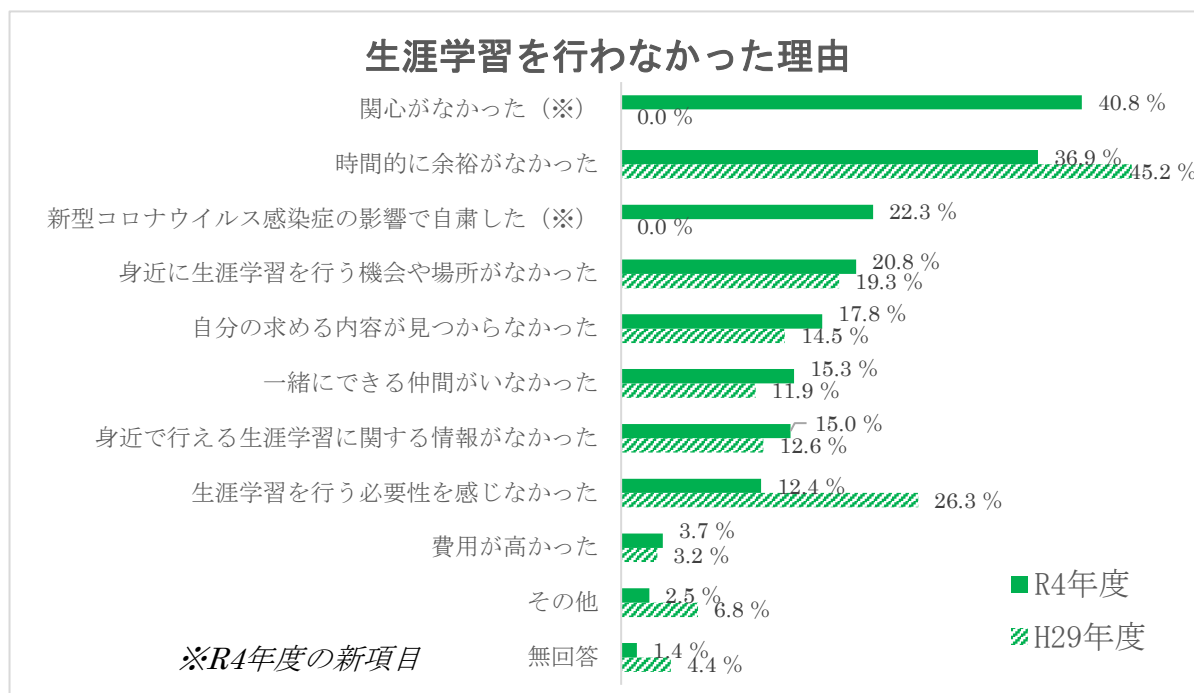


（2）生涯学習を行わなかった理由

生涯学習を行わなかった理由については、「関心がなかった」が40.8%、「時間的に余裕がなかった」が36.9%となっており、生涯学習の魅力を伝える情報発信や参加しやすい学習の場を提供する必要があります。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響で自粛した」が22.3%と長引く感染症流行の影響が見られています。

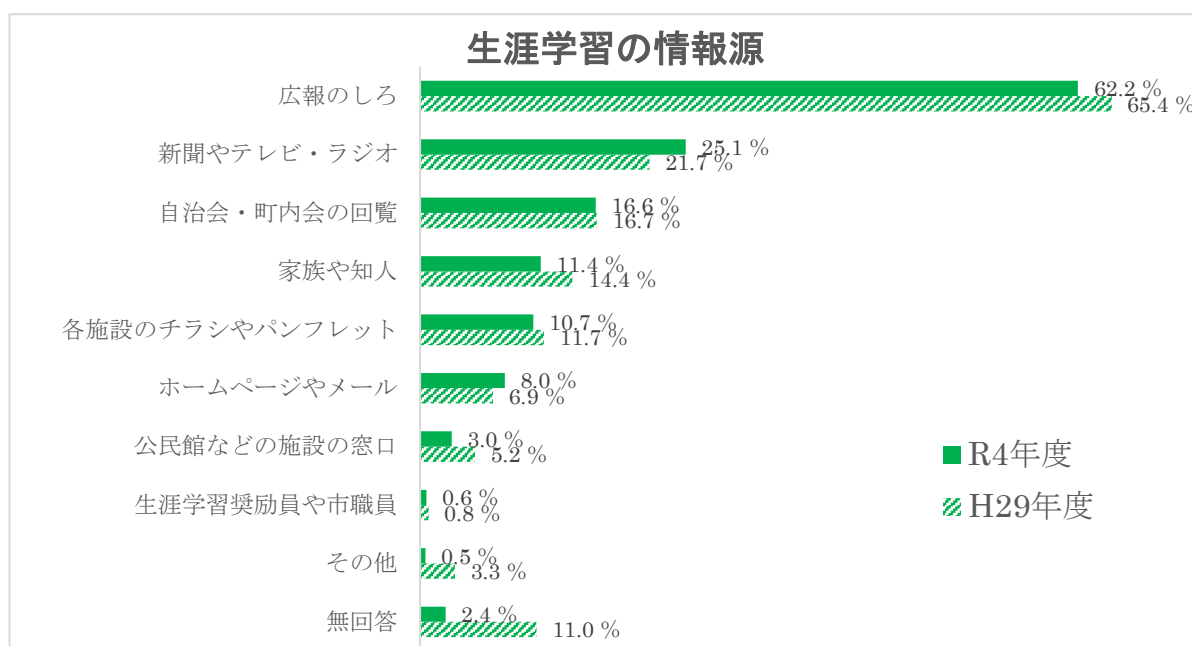
(複数回答あり)



(3) 生涯学習の情報源

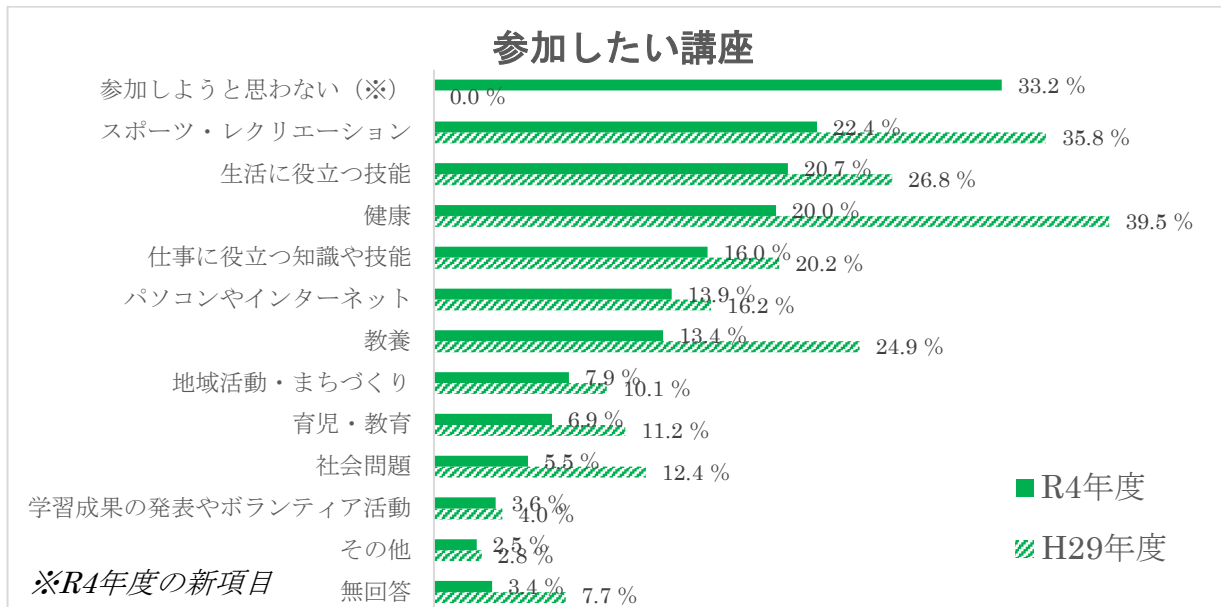
生涯学習情報の入手方法については、「広報のしろ」から情報を得ている方が多数を占めています。引き続き、市民がより多くの情報を得られるよう、様々な手法で周知拡大に努める必要があります。

(複数回答あり)



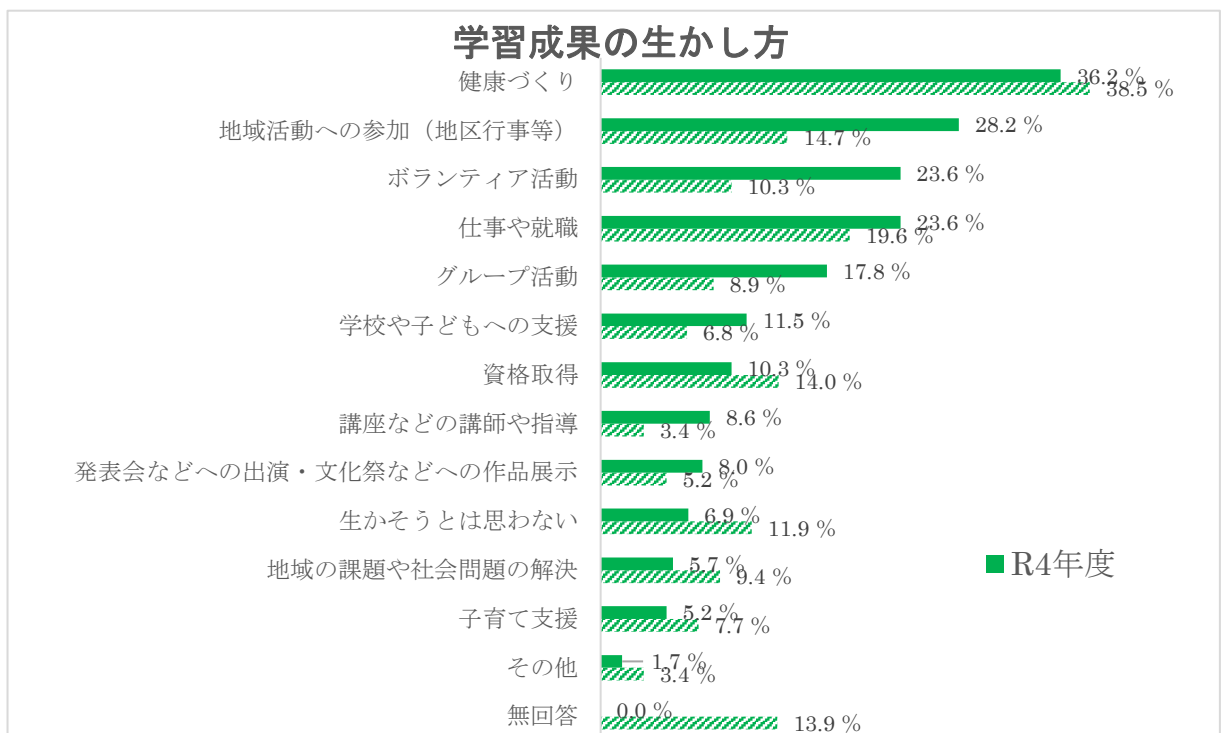
(4) 参加したい講座

どのような講座に参加したいかについては、「参加しようと思わない」が33.2%と否定的な意見が多くみられています。続いて「スポーツ・レクリエーション」「生活に役立つ技能」「健康」に関する講座に関心が示されており、市民ニーズにあった講座を充実させていく必要があります。



(5) 学習成果の生かし方

学習成果を今後どのように生かしていきたいかについては、「健康づくり」が 36.2%と前回調査と同様に最も高く、健康への関心の高さがうかがえます。「地域活動への参加（地区行事等）」、「ボランティア活動」、「グループ活動」が伸びており、仲間と共に楽しみながら学び、成果を地域社会へ還元する取組を充実させていく必要があります。（複数回答あり）



(6) まとめ

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を境として平成29年度と令和4年度を比較すると、令和4年度では否定的な意見が多くみられ、長引くコロナ禍のもと活動自粛の情勢が続いたことが大きな要因であると考えられます。今後、この結果から市民のニーズを捉え、講座等の企画に活かしながら、生涯学習活動の充実を図る必要があります。

第3章 目標、基本方針及び施策

1 目標

学びあい つながる ひろがる 地域のわ

本計画では、第3次計画目標「豊かに生きる 活かす つながる まなびのわ」を継承し、学びを核とした活力ある地域づくりを推進するため「学びあい つながる ひろがる 地域のわ」を目標に掲げました。

人生100年時代を迎え、だれもが元気に活躍し続ける人生を送ることができるよう、生涯にわたり必要な学びを行い、その成果を生活や地域へ活かすとともに、学びから得たつながりを、より大きな地域の“わ”へ広げていくというものです。

この目標を実現するため、本計画では、次の5つの基本方針を柱として、横断的に連携しながら事業を推進します。

2 基本方針

I. 学びと活動の充実

多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます

II. 学校・家庭・地域の連携促進

地域ぐるみで共に学び合い、支え合います

III. 文化の継承と発展

ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます

IV. 生涯スポーツの充実

スポーツによって地域を元気にします

V. 施設の適正な管理

学習環境の充実に努めます

3 施策の体系

能代市総合計画 将来像	第4次能代市社会教育振興 中期計画目標	“わ” のまち能代 人と人との “和” 地域資源で活力を生む “環” 未来へつなぐ安心の “輪”	学びあい つながる ひろがる 地域のわ	学びと活動の充実	基本方針	多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます
				施策	① 生涯にわたって多様な学びの機会を提供します ② 学びと活動をつなげる環境づくりに努めます ③ 若者の主体的な活動や地域活動への参画を促進します	
				学校・家庭・地域の連携促進	基本方針	地域ぐるみで共に学び合い、支え合います
					施策	① 地域の人材を活かした学習の充実を図り、次代を担う子どもたちを育みます ② 親子で学び合う機会を提供します ③ 子どもの成長に応じた家庭教育を支援します ④ 気軽に読書に親しむことができる環境を整えます
				文化の継承と発展	基本方針	ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます
					施策	① 子どもの文化体験活動を支援します ② 地域の文化芸術の保存・継承活動を支援します ③ 文化財等の調査・保存・活用を行います
				生涯スポーツの充実	基本方針	スポーツによって地域を元気にします
					施策	① 運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります ② 競技力向上をめざします ③ 支援体制の充実を図ります ④ スポーツによって地域活力を創り出します
				適正な施設管理	基本方針	学習環境の充実に努めます
					施策	① 利用しやすい施設の充実に努めます

4 施策の展開

I 多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます／学びと活動の充実

施策	主な取組
① 生涯にわたって多様な学びの機会を提供します	・多様な学習ニーズやライフステージに応じた学びの充実を図ります。 ・だれでも参加できる講座の開催や情報発信に努めます。
② 学びと活動をつなげる環境づくりに努めます	・学びによる仲間づくりを支援します。 ・学びの成果を地域活動に活かす場や機会の提供に努めます。 ・だれでも気軽に集い、交流できる場の提供に努めます。
③ 若者の主体的な活動や地域活動への参画を促進します	・若者の仲間づくりや自主的な活動を支援します。 ・地域づくりやボランティア活動をはじめとして、社会への実践的な参画を奨励、促進します。

II 地域ぐるみで共に学び合い、支え合います／学校・家庭・地域の連携促進

施策	主な取組
① 地域の人材を活かした学習の充実を図り、次代を担う子どもたちを育みます	・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや健やかな育ちを支え、教育力向上や地域の活性化につなげます。 ・地域の特性（自然・産業・行事等）や人材を活かした教育支援や体験活動の充実を図り、郷土愛を育みます。
② 親子で学び合う機会を提供します	・親子で楽しみながら学び活動する場を提供し、親子の絆を深めるとともに、子どもの主体性を育みます。 ・地域学習や異世代交流の機会を提供し、地域活動への参加意識の高揚と社会性を培います。
③ 子どもの成長に応じた家庭教育を支援します	・関係機関と連携し、家庭の教育力向上を図る学習機会を提供します。 ・社会の実情に即した情報提供を行い、子育てを支援します。
④ 気軽に読書に親しむことができる環境を整えます	・子ども読書活動推進計画に基づいた取組を推進します。 ・豊かな読書活動の拠点として、図書館サービスの充実に努めます。

Ⅲ ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます／文化の継承と発展

施策	主な取組
① 子どもの文化体験活動を支援します	・指導者の発掘と人材育成に取り組みます。 ・相談体制を整えることにより、学校における文化芸術体験の充実を図ります。 ・親子の伝統文化体験活動を支援します。
② 地域の文化芸術の保存・継承活動を支援します	・学校や地域との連携を強化し、継承活動を支援します。 ・民俗芸能団体等への支援を継続します。 ・地域の文化芸術を市内外へ発信することで、地域外人材の参画を促し、関係人口の増加を図ります。
③ 文化財等の調査・保存・活用を行います	・文化財等の収集整理・調査・保存を進め、展示公開や体験学習等を企画・実施します。 ・国指定史跡檜山安東氏城館跡の整備と活用に努めます。

Ⅳ スポーツによって地域を元気にします／生涯スポーツの充実

施策	主な取組
① 運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります	・運動習慣の確立促進により、健康増進を図ります。 ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進により、体力向上を図ります。 ・楽しみながらスポーツに触れる機会の充実に努めます。
② 競技力向上をめざします	・全国レベルの大会誘致、支援に努めます。 ・トップアスリート等によるスポーツ教室の実施及び支援に努めます。
③ 支援体制の充実を図ります	・指導者、競技スタッフ等の人材育成、支援に努めます。 ・スポーツ団体等への支援に努めます。
④ スポーツによって地域活力を創り出します	・バスケの街づくりを推進します。 ・特色あるスポーツ事業による交流人口の拡大を図ります。 ・スポーツクラブ等の支援、育成に努めます。 ・スポーツ合宿の誘致に努めます。

Ⅴ 学習環境の充実に努めます／施設の適正な管理

施策	主な取組
① 利用しやすい施設の充実に努めます	・市公共施設等総合管理計画により、施設の計画的な整備、保全に努めます。 ・指定管理者等と連携し、施設の効果的、効率的な運営を図り、利用者の利便性向上に努めます。

第4章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、国や県、社会教育施設の指定管理者等と連携するとともに、市民、学校、家庭、地域、各種団体、企業等と協働で取り組みます。積極的に市民参加型の事業展開を図り、社会教育の充実を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、単年度ごとに事業の実施状況を調査し、能代市社会教育委員の会議において、計画の進捗状況を評価し、施策の点検・見直しを図りながら計画の推進に取り組みます。

施策の効果を確認し、改善していくため、計画（Plan）、実行（Do）、調査・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにより施策や事業の実効性を高めます。

3 計画の評価

計画に基づく施策の成果を、能代市総合計画の指標により評価します。

指 標	基準値	5年後の目標値	目標値設定の考え方
知識や特技を地区活動や行事で発揮することを心がけている市民の割合（市民意識調査）	11.0% （R3 年度）	20.0%	前計画基準値への引上を目指す
自主学习グループ数	230 団体 （R3 年度）	236 団体	前計画基準値と同程度を目指す
自主学习グループ会員数	3,046 人 （R3 年度）	3,388 人	前計画基準値と同程度を目指す
子育てを地域で支えあう雰囲気があると思う市民の割合（市民意識調査）	24.5% （R3 年度）	35.0%	前計画の目標値を目指す
子どもが地区でのびのびと育っていると思う市民の割合（市民意識調査）	55.8% （R3 年度）	60.0%	能代市総合計画から
地域の行事に参加している児童・生徒の割合（市民意識調査）	74.5% （R 元年度）	75.0%	能代市総合計画から
地域の伝統行事、祭りや七夕・民俗芸能などへ参加又は見に行ったことがある市民の割合（市民意識調査）	—	36.0%	人口のうち 20～70 代の半分を目指す
週 1 回以上スポーツに親しんでいる市民の割合（市民意識調査）	51.3% （R3 年度）	60.0%	前計画の目標値を目指す
優良競技者・団体表彰数（栄光賞・スポーツ部門）	333 人 （R2 年度）	300 人	前計画の目標値を目指す
市民 1 人当たりの社会教育施設（スポーツ施設・図書館を除く）年間利用回数	—	6.5 回	H30 年度の数値を目指す
市民 1 人当たりの図書館来館数	—	2.3 回	能代市子ども読書活動推進計画の数値を目指す
スポーツ施設の人口 1 人当たりの年間利用回数	—	6.0 回	R3 年度の数値を目指す

1 能代市の社会教育施設

(1) 公民館

社会教育の中核施設として、幼児から高齢者まで幅広い年代を対象に、講座や教室を開設しています。生涯学習サークルや地域のグループ活動の場としても利用できます。

中央公民館を本館とし、その他の施設が地区館・分館となっています。

利用時間：午前9時～午後10時

休館日：年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
中央公民館	追分町 4-26	5 4 - 8 1 4 1
東部公民館・扇淵公民館	扇田字道地 155-1	5 8 - 3 1 0 0
南部公民館	河戸川字南後田 134-1	8 9 - 2 3 2 4
向能代公民館	向能代字上野越 83	5 2 - 6 3 1 8
檜山公民館	檜山字霧山下 104	5 8 - 3 1 0 1
鶴形公民館	字町後 16	5 8 - 3 2 1 1
常盤公民館	常盤字堂回 90	5 9 - 2 1 1 1
二ツ井公民館	二ツ井町字下野家後 49	7 3 - 2 5 9 0
二ツ井公民館二ツ井分館	二ツ井町字三千苺 3-3	7 3 - 4 0 9 3
〃 仁鮎分館	二ツ井町仁鮎字後山 52-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 富根分館	二ツ井町飛根字高清水 304	7 3 - 5 0 5 2
〃 種梅分館	二ツ井町種字下樋ノ口 15-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 荷上場分館	二ツ井町荷上場字鍋良子出口 1-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 切石分館	二ツ井町切石字大倉 175	7 3 - 5 0 5 2
〃 田代分館	二ツ井町田代字泥ノ木岱 122-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 天神分館	二ツ井町小繫字天神道上 38-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 濁川分館	二ツ井町濁川字濁川 145-1	7 3 - 5 0 5 2

※二ツ井公民館の各分館の電話は生涯学習・スポーツ振興課へつながります。

(2) 働く婦人の家

働く女性や勤労者家庭の主婦の皆さんが、余暇を利用し、知識・教養・技術の習得を図るとともに、豊かな人間関係を育てるための事業を総合的に行う施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：日曜日・祝日・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
働く婦人の家	追分町 4-26	5 4 - 8 2 1 0

(3) 勤労青少年ホーム

勤労青少年の皆さんが、余暇を有意義に過ごすことを目的に設置された施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：日曜日・祝日・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
勤労青少年ホーム	追分町 4-26	5 5 - 1 5 8 5

(4) 文化会館

舞踊、演劇、演奏会などの舞台芸術の上演や、講演会、式典、各種展示会などに利用されています。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：毎週火曜日・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
文化会館	追分町 4-26	5 4 - 8 1 4 1

(5) 子ども館

子どもたちが遊び、体験し、学び、交流することをおして、無限の夢と希望を育み、心が豊かに育つことを願い、その手助けをしています。2階には宇宙航空研究開発機構（JAXA）の全面協力を得て宇宙にちなんだ模型などを展示しています。

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：毎週月曜日・第4金曜日（祝日の場合はその翌日）

祝日の翌日（土曜日、日曜日の場合は火曜日）・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
子ども館	大町 10-1	5 2 - 1 2 7 7

(6) 図書館

読み物や辞典等、幅広い資料を取りそろえ、学習活動を応援します。

開館時間：午前9時～午後7時

休館日：月曜日・毎月1日（ただし土・日は開館）・年末年始・蔵書点検期間

名 称	所 在 地	電話番号
能代図書館	追分町 4-26	5 4 - 1 1 1 4
二ツ井図書館	二ツ井町字上台 1-1(二ツ井町庁舎内)	8 8 - 8 8 5 3

(7) 井坂記念館

木都の父「井坂直幹」の遺品や能代の木材産業の歴史資料などが展示されています。

開館期間・時間：4月～10月の毎週火・木・土曜日 午前9時～午後5時

名 称	所 在 地	電話番号
井坂記念館	御指南町 3-6	5 4 - 1 2 8 9

(8) サン・ウッド能代

学習・スポーツ活動の場として利用できます。風の松原の案内所機能があり、風の松原に関するパネルや資料もあります。

開館時間：午前9時～午後10時（体育施設は午後9時まで）

休館日：年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
サン・ウッド能代	萩の台 1-28	52-3121

(9) 農林漁家婦人活動促進施設「杉ホールひびき」

農林業等の振興、豊かな生活・文化の創造などに関する活動を推進するための施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
農林漁家婦人活動促進施設	二ツ井町仁鮎字後山 38-2	73-5285

(生涯学習・スポーツ振興課)

(10) ニツ井伝承ホール

市民の伝承芸能及び文化諸活動の推進を図るための施設です。二ツ井地域周辺の郷土芸能について知ることができます。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：毎週水曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
ニツ井伝承ホール	二ツ井町字上台 1-1	73-6040

(生涯学習・スポーツ振興課)

(11) 社会体育施設

社会体育施設は、誰もが体力・技術・目的などに応じて気軽に楽しくスポーツを親しめるよう、さまざまなスポーツやレクリエーション活動、各種スポーツ大会などに利用できます。

名 称	利用時間など	所在地	電話番号
能代市総合体育館	利用時間： 9時～21時30分 休館日： 12/28～1/4	大町 9-53	54-3607
二ツ井町総合体育館	利用時間： 9時～21時30分 休館日： 12/29～1/3	二ツ井町字上台 60	73-6111
荷上場体育館	利用時間： 9時～21時30分 休館日： 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）・12/29～1/3	二ツ井町荷上場 字鍋良子出口 1-1	73-3772
B & G 海洋センター 体育館	利用時間： 9時～21時30分 休館日： 12/29～1/3	落合字亀谷地 1-65	54-4419

名 称	利用時間など	所在地	電話番号
B & G 海洋センター 海洋スポーツ施設	使用期間： 6 月～9 月 利用時間： 10 時～16 時	落合字古悪土 1-209	54-4419
弓道場	利用時間： 9 時～21 時 休 館 日： なし	落合字亀谷地 1-65	54-4419
土床体育館	利用時間： 9 時～21 時 30 分 休 館 日： 12/28～1/4	落合字亀谷地 1-65	54-4419
能代市民プール	利用期間： 4 月第 3 土曜日～9/30 (屋外：7/1～8/31) 平日 :13 時～19 時 土日祝日 :10 時～19 時 夏休み :10 時～20 時 休 館 日：毎週火曜日（祝日の場合 はその翌日・夏休み期間中は無休）	万町 8-50	54-9445
落合テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 9 時～21 時	落合亀谷地 1-65	54-4419
公園テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 5 時～19 時	盤若町 64-39	54-3607
二ツ井テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 9 時～21 時 休 館 日： 毎週月曜日 (祝日の場合はその翌日)	二ツ井町 字滑良子川端 40-1	73-5016
能代球場 (山田久志サブマリン スタジアム)	利用日時： 4 月第 1 土曜日～10/31 9 時～17 時 休 館 日： 毎月第 2・4 火曜日 (祝日の場合はその翌日)	落合字下台 3	54-8994
赤沼球場	利用日時： 4 月第 1 土曜日～10/31 5 時～19 時	浅内字赤沼 236	54-3607
落合第一球場	利用日時： 4/1～11/30 5 時～19 時	落合字下台 2 の内	54-3607
誠邦園球場	利用日時： 4/1～11/30 5 時～19 時	落合字下台 2 の内	54-3607
落合第二球場 落合球技場 ソフトボール場第一 ソフトボール場第二	利用日時： 通年 5 時～19 時	落合字古悪土 1-1	54-3607
二ツ井球場	利用日時： 4 月第 1 土曜日～10/31 5 時～19 時	二ツ井町 字稗川原 113	73-6200
陸上競技場	利用日時： 3/1～11/30 7 時～19 時 (5/1～9/30 は 7 時～20 時)	末広町 66-1	52-1085
グラウンド・ ゴルフ場	利用日時： 4/1～11/30 8 時 30 分～19 時 (10/1～11/30 は 8 時 30 分～17 時)	落合字下台 3	73-3221

※グラウンド・ゴルフ場の電話は生涯学習・スポーツ振興課へつながります。

2 第4次能代市社会教育振興中期計画策定の経過

時 期	策 定 作 業
令和4年 6月28日	社会教育委員の会議（第3次計画の検証・策定委員会設置）
6月28日	第1回策定委員会（策定方針の決定）
8月 4日	第2回策定委員会（施策の検討）
10月 5日	第3回策定委員会（素案の審議・社会教育関係者出席）
11月 8日	第4回策定委員会（素案の審議）
令和4年12月20日 ～5年1月25日	第4次計画案に対するパブリックコメント実施
令和5年 2月 2日	第5回策定委員会・社会教育委員の会議（最終審議）
2月17日	教育委員会へ報告・教育委員会において決定

3 策定に関わった方々

○策定委員（社会教育委員）

佐藤 勝 明 鈴木 和 人 松 田 武 藤 田 博 樹
 嶋 田 節 子 成 田 弘 子 高 橋 武 寿 青 山 正 夫
 畑 山 百利子 大 山 博 子

○第4次能代市社会教育中期計画策定委員会分科会参加者（社会教育・生涯学習関係者）

藤 田 貴 子 菊 池 一 二 三 楠 清 孝 石 川 ひ ろ
 須 藤 長 子 畠 山 勝 子 山 本 智加子 能 登 祐 子
 秋 元 圭 藤 重 雅 継 佐 藤 英 夫 山 田 廣 幸
 池 田 貴美子 大 高 一 彦 佐々木 国 雄 武 田 孝 義
 梶 原 芳 一 藤 田 卓 也 藤 田 弘 子 富 樫 勲

○中期計画策定アドバイザー

青 山 功 基（北教育事務所山本出張所社会教育主事）
 工 藤 克 弥（能代市教育委員会社会教育指導員）
 大 山 祐 子（能代市教育委員会学校教育課指導主事）

（順不同・敬称略）

第4次能代市社会教育振興中期計画

(令和5年度～令和9年度)

発行日 令和5年2月

発行者 能代市教育委員会 生涯学習・スポーツ振興課

〒018-3192 能代市二ツ井町字上台 1-1

電話 : 0185-73-5285

E-mail : shou-supou@city.noshiro.lg.jp